

心配ごと相談について

心配ごとを抱えていながら、誰かに相談したいけれど、身内や知り合いでは嫌だという方々、そして専門的なアドバイスを受けたいと考えているみなさんのために、次のような無料相談の機会が設けられています。

生活一般相談

毎月 第一木曜日 13～16時まで
 第三木曜日 17～19時まで
 民生児童委員協議会と社会福祉協議会会長の委嘱を受けた4名の民生児童委員が相談に応じています。

司法書士・土地家屋調査士への相談

毎月 第四木曜日 13～16時まで
 予約が必要です。

会場は、ふれあいセンター（81-5900）です。

児童虐待について ●●●●●

民生児童委員協議会の市の例会は、毎月1回、第2金曜日に開催されています。それには市の民生児童委員全員が出席し、これからの運営について話し合うものですが、2月には「児童虐待について」の研修がありました。その資料の中に、心に残った一文がありましたので、ここで紹介させていただきます。 ↓

虐待の定義は、親はいくら一所懸命であっても、その子をかわいいと思っていても、子ども側にとって有害な行為であれば虐待なのです。我々がその行為を親の意図で判断するのではなく、子どもにとって有害かどうかで判断するように、視点を変えなければなりません。

保護者の中には、暴行や体罰等を「しつけ」と主張する場合がありますが、これらの行為は、子どもにとって効果ないばかりか悪影響をもたらすもので、不適切な行為だと認識すべきです。

東伊那・塩田地区 民生児童委員
 森田 勝（090-3403-0289）



弁護士相談

6、9、12、3月の 第一木曜日
 14～16時まで
 弁護士会伊那支部から推薦された弁護士が対応いたします。
 民事訴訟関係のみ、要予約です。

ふれあいよろず相談

平日 9～17時 毎日OKです。

縁結びさわやか相談室

平日 10～17時
 日曜日 月1回（事前予約） ☎ 98-0871
 場所：駒ヶ根市中央区4-7

栄立ちのシーズンです！

- 3月 18日 中学校卒業式
- 19日 小学校卒業式
- 25日 保育園卒園式
- 4月 3日 保育園入園式
- 4日 小中学校入学式

